

(趣旨)

第1条 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）及びかずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手数料の減免申請)

第2条 条例第3条第3項の減額又は免除は、手数料減免申請書（別記第1号様式）を審理員に対して提出しなければならない。

2 審理員は、前項の申請書の提出があったときは、減額又は免除の可否について決定し、手数料減免決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に対し通知するものとする。

(意見陳述の申立)

第3条 法第75条第1項の規定により口頭で意見の陳述を求める者は、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述申立書（別記第3号様式）を提出して、これを申し立てなければならない。

- (1) 意見の陳述をしようとする者の住所、氏名及び連絡先
- (2) 補佐人の出頭を求める場合は、その者の住所、氏名及び連絡先
- (3) 意見の陳述をしようとする事案又は事案を特定するに足る事項
- (4) 陳述しようとする意見の内容
- (5) 前号の陳述に要する時間

(申出書の提出等)

第4条 前条の申立書又は法第76条の主張書面若しくは資料の提出（この条において「申立書等の提出」という。）は、条例第4条のかずさ水道広域連合企業団行政不服審査会（以下「審査会」という。）における審査等の進行状況に応じ適切な時期にこれを行わなければならない。

2 審査会は、申立書等の提出が適切な時期でないと認めるときは、当該申立書等の提出を待たずに答申をすることができる。

(手数料の減免申請)

第5条 条例第8条第3項の減額又は免除は、手数料減免申請書（別記第4号様式）を審査会に対して提出しなければならない。

2 審査会は、前項の申請書の提出があったときは、減額又は免除の可否について決定し、手数料減

免決定（却下）通知書（別記第5号様式）により申請者に対し通知するものとする。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第2条第1項）

年 月 日

様

住 所

氏 名

印

電話番号

手数料減免申請書

かずさ水道広域連合企業団行政不服審査規則第2条第1項の規定により、次のとおり手数料の減額（免除）を受けたいので申請します。

減額（免除）を受けようとする理由	
------------------	--

第 号
年 月 日

様

審理員

手数料減免決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました、手数料の減免については、次のとおり減免（却下）することを決定したので通知します。

決定内容及び減免額	1 減額 円 2 免除 円 3 却下
却下する場合の却下理由	
担当部課名	(電話番号 内線)
備考	

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、広域連合企業長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、かずさ水道広域連合企業団を被告（訴訟において被告のかずさ水道広域連合企業団を代表する者は、広域連合企業長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第3条）

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団

行政不服審査会会長 様

住 所

氏 名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、事務所等
の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

口頭意見陳述申出書

かずさ水道広域連合企業団行政不服審査規則第3条の規定により、次のとおり意見の陳述をすることを求めます。

補佐人の出頭を求める場合 補佐人の住所、氏名、連絡先	氏名 住所 連絡先
意見の陳述をしようとする 事案又は事案を特定するに 足る事項	
意見の内容	
意見の陳述に要する時間	

第4号様式（第5条第1項）

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団

行政不服審査会会長 様

住 所

氏 名 印

電話番号

手数料減免申請書

かずさ水道広域連合企業団行政不服審査規則第5条第1項の規定により、次のとおり手数料の減額（免除）を受けたいので申請します。

減額（免除）を受けようとする理由	
------------------	--

第 号
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団
行政不服審査会会長

手数料減免決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました、手数料の減免については、次のとおり減免（却下）することを決定したので通知します。

決定内容及び減免額	1 減額 円 2 免除 円 3 却下
却下する場合の却下理由	
備考	

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、広域連合企業長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、かずさ水道広域連合企業団を被告（訴訟において被告のかずさ水道広域連合企業団を代表する者は、広域連合企業長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。